出水市視聴覚ライブラリー利用のご案内

１　出水市視聴覚ライブラリーとは

出水市視聴覚ライブラリーは学校や各種団体等の教育活動推進のために設置され、視聴覚教材（ＤＶＤ）や視聴覚機材（プロジェクターなど）を貸し出しています。

２　利用できる団体等

　・　出水市内の学校や幼稚園、保育園

・　子ども会等の社会教育関係団体

　・　教育的な活動を行うために利用を希望する団体

　※　次の場合の利用はできません。

　　・　政治目的又は宗教活動を目的とする場合

　　・　営利を目的とする場合

　　・　その他、教育委員会が不適当と判断する場合

３　貸出数量及び貸出期間について

(1) 貸出数量

視聴覚教材は学校・団体は３本以内、市町村教育委員会は６本以内

　　※　これを超える本数を利用したい場合は事務局（教育委員会生涯学習課）

へ御相談下さい。

(2) 貸出期間

原則として１０日間以内

※　これを超える日数で利用したい場合は事務局（教育委員会生涯学習課）

へ御相談下さい。

４　貸出できる視聴覚機材等について

　(1) 視聴覚教材

　　・　詳細は「ＤＶＤ教材目録」で確認ください。

　　・　阿久根市・長島町が所有する教材も利用できます。

　(2) 視聴覚機材

・　プロジェクター

・　スクリーン：スタンド式（直立式）・スタンド式（三脚式）

・　ノートパソコン

・　ワイヤレスマイクセット

・　その他：プロジェクター用ケーブル・スピーカー、延長コード

５　利用の流れ

①　利用を希望する団体等は出水市視聴覚ライブラリーへ使用申請書を提出する。

　　※　希望教材が貸し出されている場合もありますので、事前に電話で在庫を確認されると、円滑に利用できます。

　　※　ＦＡＸ、Ｅメールによる提出も可能です。ただし、事務局が確実に把握するため、送信した場合には必ず電話でその旨をお伝えください。

　　　　ＦＡＸ番号　０９９６－６３－２２０２

　　　　Ｅメール　　gakushu\_c@city.izumi.kagoshima.jp

②　利用団体等は出水市視聴覚ライブラリーで希望教材等を受け取る。

※　出水市立の小・中・高校は使送便を利用して受け取ることも可能です。

　　　　ただし、視聴覚機材等は原則として出水市視聴覚ライブラリーでの受け取りになります。

　③　利用後、利用団体等は使用申請書の使用状況欄に記入し、借用した視聴覚教材等に添えて、視聴覚ライブラリーへ返却する。

※　出水市立の小・中・高校は使送便での返却も可能です。

視聴覚ライブラリー

学校・団体等

※ 事前に電話で在庫確認されると円滑に利用できます。

※ ＦＡＸ、Ｅメールで提出する場合は電話で連絡する。

※　利用団体はライブラリー（生涯学習課）で受け取る。

出水市立の学校は使送便での受け取りも可。

　　　　※　出水市立の学校は使送便での返却も可。

**①　使用申請書の提出（ＦＡＸ、Ｅメール可）**



**②　使用申請書を添えて、教材等の貸し出し**



**③　使用報告書を添えて、教材等の返却**

※　阿久根市・長島町が所有する教材も出水市視聴覚ライブラリーを通じて利用できますが、お届けするまで日数がかかりますので１週間くらい余裕を持ってください。

※　県ライブラリーの利用も可能ですが、市のライブラリーを通じての借用になりますので、事前に御連絡ください。

６　その他

視聴覚教材にはＤＶＤのほか、ＶＨＳテープ・１６ミリフィルムもあります。詳細は生涯学習課へ御相談下さい。